

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の目的

平成 27(2015)年 9 月に国連サミットにおいて、SDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」が、また、同年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択されました。これは、国際社会全体が持続可能な発展をするために、令和 12(2030)年までに達成すべき包括的な 17 の目標を設定したものです。

国では循環型社会の形成と推進のため循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた規制など様々な法の整備を行ってきています。

神栖市(以下「本市」という。)では、令和 3(2021)年 3 月に「神栖市一般廃棄物処理基本計画」を策定し(以下「本計画」という。)、令和 17(2035)年度を最終目標年度として、循環型社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。しかしながら本計画の策定以降、令和 4(2022)年 4 月に「プラスチック資源循環促進法」の施行、令和 6(2024)年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定など、さらなる対応を求められる事項が生じています。

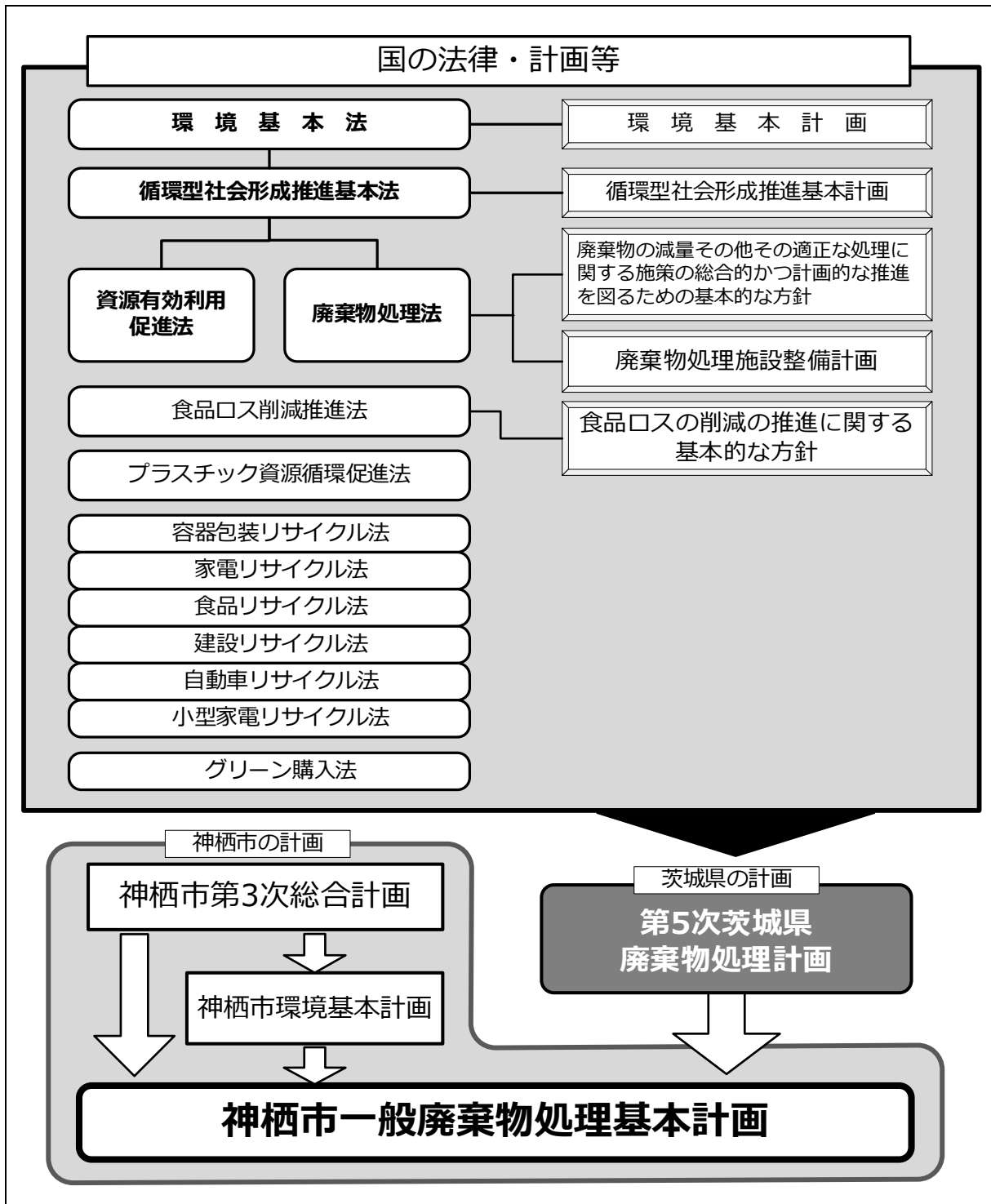
令和 7(2025)年度は本計画の中間目標年次を迎えることから、今後 10 年間に実施する施策の方向性を示す策定年にあたります。

本計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を見直すものとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画等と整合したものです。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ



※法律名は略称

第3節 計画期間

本計画は、令和8(2026)～令和17(2035)年度までの10年間の計画とします。目標年度である令和17(2035)年度には、計画の進捗状況の検証・評価を行い、社会情勢の変化等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。

◆図表 1-2 本計画期間



第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、本市管内で発生する一般廃棄物(ごみ・生活排水)を対象とします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物

